

第1回筑紫野市総合計画審議会会議録（要点記録）

【開催日時】平成27年9月17日（木）13：28～16：05

【開催場所】筑紫野市生涯学習センター 2階 特別会議室

【委員出欠状況】

《出席委員》村藤委員、久保委員、平井委員、小野委員、竹田委員、森田委員、
倉掛委員、武光委員、室屋委員、萩尾委員、川島委員、林田委員、
荒瀬委員、井上委員、藤井委員、森委員 以上16人

《欠席委員》田中委員、山口委員 以上2人

【事務局出席者】 宗貞企画政策部長、中村戦略企画課長、高木戦略企画担当係長、
中尾戦略企画担当主査 以上4人

【傍聴人】 2名

【会議概要】

1. 開会

事務局の司会により開会

2. 委嘱書交付

委員を代表して村藤委員が藤田市長から委嘱書の交付を受ける。

3. 市長あいさつ

皆様、おはようございます。筑紫野市長の藤田陽三でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本市の総合計画審議会委員としてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、皆様にご審議いただく第五次筑紫野市総合計画とは、本市が目指すまちづくりの姿を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市の最上位計画として策定するものでございます。この総合計画は、基本構想と基本計画から構成されており、基本構想では本市の目指すべき将来都市像を定めるとともに、基本計画において、将来都市像の実現のために必要となる5つの政策を講じた上で、具体的な取り組みとなる28の施策を設け、推進することを予定しているものです。本市が取り組む様々な施策を網羅するものですので、内容も多岐に渡り、委員の皆様

はご苦勞をおかけするかと思いますが、本計画をより良いものとするところ、ご意見を賜りたいと考えています。

また、今年には地方創生元年とも称される中、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会への対応が、国全体の大きな動きとなっていることは皆様ご存知のとおりです。

本市においても、将来予見されている人口減少に対応していくため、「長期ビジョン」いわゆる「人口ビジョン」による人口の現状分析と将来展望を行い、これを踏まえた「地方版総合戦略」の策定を行うこととしております。「地方版総合戦略」は、平成28年度からを始期とする「第五次筑紫野市総合計画」との整合を図り、一体的に推進していく必要があることから、本審議会において合わせてご議論をいただきたいと考えています。

このように、本審議会は、未来の筑紫野市のためのご議論をいただく場であると考えております。そのため、本審議会には、市内各地域の代表の皆さまに加え、日ごろ各方面でご活躍されている有識者の皆さまにお集まりいただいた次第です。筑紫野市で暮らす市民目線、納税者視点でのご意見、そして、有識者の皆さまの技術や経験に裏打ちされたご意見は、総合計画と総合戦略をより魅力的かつ効果的なものとし、光り輝く筑紫野づくりに繋がるものと期待をしているところです。

最後になりますが、改めて貴重なお時間をいただき、筑紫野市のためにご貢献いただきます委員の皆さまに感謝を申し上げますとともに、本審議会が「元気な筑紫野」の実現に向けた活発なご審議とご意見をいただける機会となりますことをお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。それでは皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

4. 委員の紹介

事務局が名簿記載順に出席委員の紹介を行う。

5. 事務局職員の紹介

事務局職員が自己紹介を行う。

6. 会長・副会長の選任

筑紫野市総合計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、会長、副会長の互選を行う。

立候補者が不在であったため、事務局から会長を村藤委員、副会長を林田委員とする案を提案し、全員一致で決定。

7. 議事

(1) 諮問について

事務局から、筑紫野市総合計画審議会条例第2条の規定等に基づき、第五次筑紫野市総合計画（案）に係る諮問を行う旨を説明。

また、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき策定する筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に関する審議を依頼する旨を説明。

(2) 委員会の運営について

事務局から次のとおり説明を行い、次の事項を決定した。

- ・会議の公開・非公開については、公開する。公開する部分は議事のみ。
- ・傍聴人の定数については、6人を限度とする。
- ・会議録の公表は、これを公表する。

(3) 第四次筑紫野市総合計画の評価等について

事務局から次のとおり説明を行った。

- ・総合計画は基本構想（概ね10年間）－基本計画（4年間）－実施計画（3年間）で構成されている。
- ・市民意識調査における住み良さに関しては8割の市民が住みよいと感じている。また、定住意識に関しては9割の市民が定住を予定している。しかし、近隣市町と比較した場合、更なる向上を図る必要がある。
- ・市民意識調査における第四次総合計画の施策の満足度については、概ね中間値付近に分布している。また、重要度については、すべての施策で中間値を上回っている状況である。
- ・約8割の施策、7割弱の基本事業が目標を既に達成、又は達成が見込まれる状況である。

(4) 第五次筑紫野市総合計画（案）について

事務局から次のとおり説明を行った。

- ・基本構想については、大幅な変更等を行わず、従来の将来都市像を継承する。
- ・基本構想を実現するため5つの政策と28の施策を設ける。また、28の施策を実現する具体的な手段として基本事業を設ける。
- ・施策、基本事業のそれぞれに成果を測るための指標及びその目標値を定める。目標値については、次回会議において説明を行う。
- ・計画期間中、特に重点的に推進すべき取組みを重点施策と位置付けている。重点施策については、基本的には、基本事業を再掲したものとなっている。

（会 長）この成果指標は職員の業績を測る指標にもなるものだと思うが、人事評

価に活用する予定はあるのか。また、この成果指標については、定期的にフォローアップをするのか

(事務局) 目標値については、毎年度評価を行う予定。ただし、アンケート調査については、2年ごとに行っているため、2年ごとに評価を行うことを予定している。また、人事評価に関しては、今回初めて計画と組織の連動を図るということもあり、すぐに実現することは難しいが、今後の検討課題と認識している。

(会 長) すべての施策・基本事業に所管部課長を設定したのか。また、この基本事業のもとにすべての事務事業が体系づけられるのか。

(事務局) 基本的にはそのとおりである。ただし、一部の事務事業については、庁舎のスペースの問題などもあり、計画と組織とで整合が取れていないため、組織機構や事務分掌の見直しなどを今後検討することとしている。

(会 長) 部長、課長がそれぞれ幾つ位の施策、基本事業を所管することとなるのか。また、所管する施策、基本事業の数に基準を設けているのか。

(事務局) 所管する部門によって異なっている状況である。

(会 長) 人間が取り組める物事の数に限られている。人事評価のあり方も考慮すると、所管する施策・基本事業の適正な数についても将来的な課題として研究すべきである。

(事務局) ご指摘のとおり検討することとしたい。

(委 員) コミュニティに関する施策が重点施策として位置づけられているが、市民はコミュニティをどの程度認知しているのか。

(事務局) 昨年の12月に市内の全コミュニティで協議会組織が発足し、コミュニティの取組が動き始めたところである。今後は各コミュニティにおけるまちづくりのための計画の策定や人的支援等を行うことによって、地域コミュニティによるまちづくりを推進したいと考えている。その過程において、市民への周知も図っていきたい。

(事務局) 今後のまちづくりを語る上でコミュニティは欠かせないものだと考えている。コミュニティの取組はまだまだ始まったばかりであり、今後どのように進めていくのかということについて区長会と協議を始めている。今の時点で具体的なものはお示しできないが、このような協議を更に進めて、コミュニティをより良い方向に持っていくための取組を推進したいと考えている。

(委 員) 地元の役員等だけではなく一般の市民との協議やPRが必要なのではないか。

(事務局) 今はまだ具体的にお示しできるものがあまりない状況であるため、まずは地域の核となる皆さんとの話し合いを進めていきたいと考えている。

その後、具体的なものがお示しできるようになった段階で市民への周知を図っていきたい。

- (委員) 第四次総合計画の33施策が第五次総合計画ではどのように位置づけられているのかももう少し説明してほしい。
- (事務局) 第四次総合計画の33施策については、28の施策に再編した上で、第五次総合計画でも漏れなく網羅するようにしている。次回会議の際に、変遷が分かる資料をお示ししたい。
- (委員) 今回、基本構想と基本計画が提示されているが、今後、実施計画も示されるのか。
- (事務局) 実施計画については、個別具体的な事務事業により構成されるものであり、毎年度予算編成時に策定している。第五次においてもこの運用を踏襲するため、審議会で議論をして頂くのではなく、別の形で策定し、お示しすることとなる。
- (委員) この会議での審議は必要ないということによいか。
- (会長) 審議会で審議するのは基本構想、基本計画までとなる。事務事業については何百という数になると思うが、事務事業についても評価基準を設けているのか。
- (事務局) 事務事業についても、成果指標を用いて評価を行っている。ただし、簡易な事務的事業については、成果指標ではなく予算・決算というコスト的な面からの評価を行っている。
- (委員) 基本計画の中で使われている言葉はアバウトなものが多いように見受けられるが、審議会で議論する内容もその段階までと解釈してよいか。
- (会長) 基本構想や政策については、確かにアバウトなものが多いが、施策や基本事業については、現状値や目標値が次回の会議で示されるため、2年後にはどうなる、4年後にはどうなるというような、ある程度具体的な議論ができるのではないか。
- (事務局) 施策を実現する手段が基本事業であり、基本事業を実現する手段が先ほど議論にできた事務事業というものになる。施策、基本事業についてご議論いただくことで、具体的な事務事業の取組の方向性が決まってくる。
- (会長) 政策評価をやっている自治体は多いが、それと組織目標との連動を意識した取組はあまりない。これを実現し、実効性のあるものとしてほしい。政策や施策については、確かに抽象的なものが多いが、基本事業のレベルになるとかなり具体的なものとなっている。これを数字で見えていくこととなるので、かなり具体的な議論ができるのではないか。

(5) 筑紫野市まち・ひと・しごと創生長期ビジョンについて

事務局から次のとおり説明を行った。

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、筑紫野市の人口は2020年頃にピークを向かえた後、減少に転じ、2060年には82,000人にまで減少する見込みである。
- ・人口動態については、社会増、自然増ともに通減傾向にある。
- ・合計特殊出生率については、国・県の平均は上回っているものの、人口置換水準である2.07には届いていない。
- ・人口減少の大きな要因は自然増減
- ・人口の将来展望としては、国、県が目標として掲げる合計特殊出生率1.8、2.07を実現し、現在の社会増減を維持した場合、2040年時点で98,000～101,000人、2060年時点で87,000～95,000人の人口水準を保つことができる。

(6) 筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

事務局から次のとおり説明を行った。

- ・総合戦略の計画期間は平成27～31年度の5カ年間。目標年次が第五次筑紫野市総合計画の基本計画の期間と同じであるため、総合計画と一体的に策定し、推進することを予定している。
- ・国の総合戦略の基本目標に倣い、市の総合戦略についても「産業・雇用」、「移住・定住」、「少子化」、「まちづくり」に関する4つの基本目標を掲げている。
- ・総合戦略に掲げる具体的な施策及び重要業績評価指標については、総合計画の基本事業から準用する予定。
- ・移住・定住、少子化対策等については、総合計画に掲げる施策、基本事業を分野横断的に進めることによって、推進することと位置付けている。

(会 長) 総合戦略のKPIについて、目標値だけが示されており、現状値・基準値が示されていないが、これは国のフォーマットに倣ったためということか。

(事務局) ご意見のとおり。特に意味があるものではない。総合戦略のKPIについては、第五次筑紫野市総合計画の成果指標を準用しているため、詳細は総合計画をご覧ください。

(会 長) 目標値を実現するための具体的な取組をどの年度に行うのかということについては、実施計画で定める事項となるため、総合戦略では、各年度単位ではなく、5年間トータルの目標を定めるということによいか。

(事務局) ご意見のとおり。

(会 長) 基準値という文言がでてくるが、これは自治体平均などの求められる水準のようなものを意味するのか、それとも単なる現状値なのか。

- (事務局) 現状値である。総合戦略の基準値＝総合計画の現状値と考えていただきたい。
- (委員) 今、健康推進課では健康ちくしの21を策定しており、安全安心課では地域公共交通に関する取組が進められている。このような他部門の動きと総合計画の内容とで整合が取れているのか。
- (事務局) 可能な限り、市が定める他の計画との整合を図りたいと考えている。例えば、今ご指摘をいただいた地域公共交通に関する取組は総合計画でも重点施策に位置付け積極的に推進することとしている。また、健康ちくしの21については、これからご議論をいただくことになると思うが、近年、強く求められている「食育」というものを積極的に推進することを予定しており、総合計画についても同様の考え方を盛り込んでいる。
- (会長) 総合計画が最上位の計画である以上、4年後には総合計画の目標を実現することを目指すということになると思うが、2回目で示される目標値などについても、個別の審議会等で検討、議論されている内容を踏まえたものが出てくると考えてよいか。
- (事務局) そのように考えている。

7. 事務連絡

事務局から報酬、費用弁償の支払方法及び次回会議日程（9月30日（水）14：00～）について説明。

8. 閉会

16時05分閉会。